

第10期 中間決算公告

平成20年12月22日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

中間連結貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	62,321	預 金	775,996
買 入 金 銭 債 権	30,733	社 債	10,000
金 銭 の 信 託	7,393	そ の 他 負 債	18,845
有 価 証 券	713,943	賞 与 引 当 金	133
貸 出 金	2,000	ポ イ ン ト 引 当 金	171
外 国 為 替	1,418	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 資 産	12,763	繰 延 税 金 負 債	780
有 形 固 定 資 産	788	負 債 の 部 合 計	805,927
無 形 固 定 資 産	5,929	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	27	資 本 金	50,002
貸 倒 引 当 金	△8,914	資 本 剰 余 金	17,025
		利 益 剰 余 金	△46,113
		自 己 株 式	△113
		株 主 資 本 合 計	20,801
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,136
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,136
		少 数 株 主 持 分	539
		純 資 産 の 部 合 計	22,477
資 産 の 部 合 計	828,405	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	828,405

中間連結損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,183
資 金 運 用 収 益	4,089
(うち貸出金利息)	(1)
(うち有価証券利息配当金)	(3,574)
役 務 取 引 等 収 益	4,968
そ の 他 業 務 収 益	966
そ の 他 経 常 収 益	159
経 常 費 用	32,949
資 金 調 達 費 用	3,551
(うち預金利息)	(3,257)
役 務 取 引 等 費 用	1,945
そ の 他 業 務 費 用	11,001
営 業 経 費	6,128
そ の 他 経 常 費 用	10,323
経 常 損 失	22,766
特 別 損 失	18
税金等調整前中間純損失	22,784
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	2
少数株主損失	86
当期純損失	22,704

1 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

イーバンクシステム株式会社

イートラスト信託株式会社

eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

さわやか1号投資事業有限責任組合

非連結子会社の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

栄光債権回収株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

さわやか1号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の非連結の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他有価証券損益により処理しておりましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当中間連結会計期間から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他有価証券損益、それ以外の差額については為替差損益としております。

この変更により、従来の方法とした場合と比較して、その他業務収益が221百万円、その他業務費用が221百万円、それぞれ減少しております。

(10) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のの所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
 - …為替予約、債券先物、株式指数先物
- ・ヘッジ対象
 - …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務書表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額 総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 0百万円
2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものであります。
3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,111百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,001百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,666百万円及び保証金は289百万円であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,207百万円
5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
6. 1株当たりの純資産額 2,545円05銭
7. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 22.22%

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,979、株式等償却960百万円、金銭の信託運用損1,310百万円、持分法投資損失67百万円を含んでおります。
2. 特別損失には、固定資産処分損15百万円、リース解約違約金2百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの中間純損失金額 33,983円80銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	25	25	0
地方債	7,021	7,024	2
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	7,046	7,049	2

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価額等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結連結貸 借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	23	19	△3
債券	657,445	661,828	4,382
国債	629,482	634,652	5,170
社債	27,963	27,175	△788
その他	53,102	45,991	△7,111
合 計	710,571	707,839	△2,732

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
 当中間連結会計期間における減損処理額は2,447百万円であります。
 3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△4,683百万円であります。
 4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。
 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	59
非上場外国証券	65
短期社債	498
事業債	19,706
みなし有価証券	1,481
信託受益権 (買入金銭債権)	7,979

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- (1) スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- (2) スtock・オプションの内容
当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成19年6月26日株主総会決議①	
付与対象者の区分及び人数	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年6月27日 至 平成29年6月26日
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

平成19年6月26日株主総会決議②	
付与対象者の区分及び人数	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成29年6月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

(1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。

(2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。

ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。

(3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。

ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役

- 会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4)新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
- ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5)新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6)新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7)新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9)「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(重要な後発事象)

1. 当行は平成20年11月13日に開催した取締役会決議に基づき、株式会社東京都民銀行と東京都民銀行楽天支店の譲受に関し、事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 目的

楽天グループとの決済連携や金融商品の共同開発を進めており、今回の事業を通じて、290万口座を超えるネットワークがさらに拡大するとともに、すでに楽天支店に口座を開設されているお客様にとって、より利便性の高いサービスを提供する事を目的としております。

(2) 譲り受ける相手会社の名称

株式会社東京都民銀行

(3) 譲り受ける事業の内容

東京都民銀行楽天支店に関する預金及びそれに付随する業務

(4) 譲り受ける資産・負債の額

事業譲受日における対象事業の顧客預金口座の承継を予定しております。

(5) 譲受の時期

平成20年11月14日事業譲渡契約締結

平成21年2月23日事業譲受日(予定) (事業譲受は、監督官庁の認可を条件としております。)

2. 当行は平成20年11月13日に開催した取締役会決議に基づき、楽天株式会社及びその子会社である楽天クレジット株式会社と個人向けローン事業の統合に向け、基本合意を締結いたしました。

(1) 目的

当行の個人向けローン事業の展開について、スピード感をもって行う事を目的としております。

(2) 統合予定相手会社の名称

楽天クレジット株式会社

(3) 統合予定事業の内容

個人向けローン事業

(4) 統合予定資産・負債の額及び統合の時期

今後三者間で協議の上決定していく予定であります。(事業統合は、監督官庁の認可を条件としております。)

第10期 中間決算公告

平成20年12月22日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

中間貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	62,109	預 金	776,854
買 入 金 銭 債 権	30,733	社 債	10,000
金 銭 の 信 託	7,393	そ の 他 負 債	18,946
有 価 証 券	714,628	未 払 法 人 税 等	72
貸 出 金	2,000	そ の 他 の 負 債	18,873
外 国 為 替	1,418	賞 与 引 当 金	114
そ の 他 資 産	12,652	ポ イ ン ト 引 当 金	171
有 形 固 定 資 産	691	特 別 法 上 の 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	6,114	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0
貸 倒 引 当 金	△8,914	繰 延 税 金 負 債	780
		負 債 の 部 合 計	806,867
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	50,002
		資 本 剰 余 金	17,025
		資 本 準 備 金	11,588
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5,437
		利 益 剰 余 金	△46,204
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△46,204
		繰 越 利 益 剰 余 金	△46,204
		株 主 資 本 合 計	20,823
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,136
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,136
		純 資 産 の 部 合 計	21,960
資 産 の 部 合 計	828,827	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	828,827

中間損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 9月 30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,131
資 金 運 用 収 益	4,088
(うち貸出金利息)	(1)
(うち有価証券利息配当金)	(3,574)
役 務 取 引 等 収 益	4,949
そ の 他 業 務 収 益	966
そ の 他 経 常 収 益	127
経 常 費 用	32,729
資 金 調 達 費 用	3,552
(うち預金利息)	(3,258)
役 務 取 引 等 費 用	1,945
そ の 他 業 務 費 用	11,001
営 業 経 費	5,884
そ の 他 経 常 費 用	10,345
経 常 損 失	22,597
特 別 損 失	12
税 引 前 中 間 純 損 失	22,609
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3
中 間 純 損 失	22,612

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、当中間会計期間残高はありません。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理していましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当中間会計期間から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額

のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。

この変更により、従来の方とした場合と比較して、その他業務収益が221百万円、その他業務費用が221百万円、それぞれ減少しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
 - …為替予約、債券先物、株式指数先物
- ・ヘッジ対象
 - …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資額 総額 1,734百万円
2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券（無担保社債）を準消費貸借契約により変更したものであります。
3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,111百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,001百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は230百万円であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,151百万円
5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
6. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金 0百万円を計上しております。
7. 1株当たりの純資産額 2,570円16銭
8. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）21.73%

（中間損益計算書関係）

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,979百万円、株式等償却1,050百万円、金銭の信託運用損1,310百万円を含んでおります。
2. 特別損失は、固定資産処損12百万円であります。
3. 1株当たり中間純損失金額 33,792円45銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	7,021	7,024	2
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	7,021	7,024	2

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	23	19	△3
債券	657,445	661,828	4,382
国債	629,482	634,652	5,170
社債	27,963	27,175	△788
その他	53,102	45,991	△7,111
合 計	710,571	707,839	△2,732

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間会計期間における減損処理額は2,447百万円であります。

3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△4,683百万円であります。

4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	670
関連法人等株式	41
その他有価証券	
非上場株式	58
非上場外国証券	65
短期社債	498
みなし有価証券	19,706
事業債	1,481
信託受益権 (買入金銭債権)	7,979

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- (1) スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- (2) スtock・オプションの内容
当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成19年6月26日株主総会決議①	
付与対象者の区分及び人数	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年6月27日 至 平成29年6月26日
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

平成19年6月26日株主総会決議②	
付与対象者の区分及び人数	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成29年6月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役

- 会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4)新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
- ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5)新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6)新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7)新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9)「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	15,829 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,627
税務上の減価償却超過額	664
税務上の繰延資産の減価償却超過額	88
未払事業税	28
賞与引当金	46
前受収益	75
株式等償却	2,013
その他	144
繰延税金資産小計	22,516
評価性引当額	△22,516
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	780
繰延税金負債の純額	780 百万円

(重要な後発事象)

1. 当行は平成20年11月13日に開催した取締役会決議に基づき、株式会社東京都民銀行と東京都民銀行楽天支店の譲受に関し、事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 目的

楽天グループとの決済連携や金融商品の共同開発を進めており、今回の事業を通じて、290万口座を超えるネットワークがさらに拡大するとともに、すでに楽天支店に口座を開設されているお客様にとって、より利便性の高いサービスを提供する事を目的としております。

(2) 譲り受ける相手会社の名称

株式会社東京都民銀行

(3) 譲り受ける事業の内容

東京都民銀行楽天支店に関する預金及びそれに付随する業務

(4) 譲り受ける資産・負債の額

事業譲受日における対象事業の顧客預金口座の承継を予定しております。

(5) 譲受の時期

平成20年11月14日事業譲渡契約締結

平成21年2月23日事業譲受日(予定) (事業譲受は、監督官庁の認可を条件としております。)

2. 当行は平成20年11月13日に開催した取締役会決議に基づき、楽天株式会社及びその子会社である楽天クレジット株式会社と個人向けローン事業の統合に向け、基本合意を締結いたしました。

(1) 目的

当行の個人向けローン事業の展開について、スピード感をもって行う事を目的としております。

(2) 統合予定相手会社の名称

楽天クレジット株式会社

(3) 統合予定事業の内容

個人向けローン事業

(4) 統合予定資産・負債の額及び統合の時期

今後三者間で協議の上決定していく予定であります。(事業統合は、監督官庁の認可を条件としております。)